

新技第 642 号

令和6年3月21日

関係各位

都市政策部 技術管理課長

新潟市土木工事共通仕様書等の一部改定について（通知）

標記について、令和6年3月21日付けで下記のとおり一部改定するので通知します。

記

1 改定対象

- ・新潟市土木工事共通仕様書
- ・土木工事施工管理基準
- ・土木工事写真管理基準
- ・土木工事監督技術基準
- ・監督技術基準・施工管理関係資料

※詳細については、別紙「新潟市土木工事共通仕様書等一部改定の概要」をご確認下さい。なお、新潟市土木工事共通仕様書等は平成30年4月の全部改定以降、「新潟県土木工事標準仕様書」を準用しています。各共通仕様書の適用、読み替え表等を必ずご確認ください。

「新潟県土木工事標準仕様書」は、新潟県ホームページよりダウンロード可能です。

2 適用時期

令和6年4月1日以降契約を行う工事等に適用します。

ただし、本通知日現在、未着工の工事のうち、すべて新仕様で対応可能な場合は適用できるものとします。

<問合せ先>
技術管理課
電話：025-226-2229